資料 3-5	H24.3.27
障害福祉サービス等に係る 事業者説明会	
千葉市障害者自立支援課	

施設入所者等の地域生活の体験に関する仕組み

施設入所者等の地域生活への移行を円滑に進めるためには、地域での生活に徐々に慣れていくことが重要であると考えられることから、
入所・入院中の段階から宿泊等の地域生活の体験ができるようグループホーム等の体験入居や障害福祉サービスの体験利用を促進。

精神科病院等

入所施設

グループホーム、ケアホームの体験入居

グループホーム
ケアホーム

体験入居

自宅

地域生活へ移行

共同生活住居への入居を希望している者が体験的な入居を行う場合

・ケアホーム：675単位～324単位
（障害程度区分別）
・グループホーム：287単位
連続30日以内かつ年50日以内

体験入居・体験宿泊中は**入院・外泊時加算（Ⅰ）（320～247単位）**が算定可能

地域移行支援（体験宿泊）

常時の連絡・支援体制を確保した上で、1人暮らしに向けた体験宿泊を実施する場合
（体験宿泊加算）
・300単位
・700単位（夜間支援を行う場合）
15日が上限（利用開始から3か月以内）

体験宿泊の場

体験利用時は**体験利用時支援加算（300単位）**が算定可能

相談支援事業所

地域移行支援（体験利用）

障害福祉サービス事業者への委託により障害福祉サービスの体験利用を実施した場合

（障害福祉サービス事業の体験利用加算）300単位
15日が上限（利用開始から3か月以内）

障害福祉サービス事業所

体験入居の利用実績（平成23年10月サービス提供分）

	請求事業所数	利用者数
グループホーム	146事業所	190人
ケアホーム	218事業所	480人
合計	364事業所	670人